

本校の状況	都城市・三股町の感染区分	出席停止の扱い	対応レベル	授業	行事・集会・式典	課外活動	部活動	保護者会	寮	学外者の入校	
感染の可能性が低い	緑 感染未確認	○ コロナを疑われるような症状（発熱、咳、呼吸苦、倦怠感、下痢、味覚嗅覚がおかしいなど）があれば出席停止	0	○ 「新しい生活様式」の実施（マスクの着用・こまめな換気・3密全ての回避・こまめな手洗いと消毒・咳エチケットなど） ○ 食事の際は向かい合わず、会話をしない。 ○ 授業や行事、集会等は通常通り実施可。							県内：可 県外：必要最小限
感染への注意が必要	黄 感染確認圏域	○ 緑区分と同様	1	十分な感染拡大防止措置を講じた上で、実施可。	必要最小限で屋外であれば可。屋内は2学年まで実施可。	十分な感染拡大防止措置を講じた上で実施可。	十分な感染拡大防止措置を講じた上で実施可。	2時間以内で密を避け、実施可。食事はしない。	十分な感染拡大防止措置のもと開寮	県内：可 県外：要相談	
感染が差し迫っている	オレンジ 感染警戒区域	○ 上記（黄区分）に加え、同居の家族に症状がある場合も登校を控え、欠席扱いとはしない。	2	上記に加え、特に授業前の健康観察、授業中の換気、終了後の手洗い消毒の指導も徹底する。	放送やリモートで実施。体育館内で1学年での集会程度ならば実施可。	十分な感染拡大防止措置を講じた上で実施可。	十分な感染拡大防止措置の講じた上で実施可。 食事は必要最小限にする。	急を要する場合のみ実施可。 必要最小限の人数で1時間以内。	十分な感染拡大防止措置のもと開寮。 健康観察と食事指導を徹底	県内：企業、アポありのみ可 県外：不可	
最大限の警戒が必要	赤 感染急増圏域	○ オレンジ区分と同様。 ○ 病院受診を勧める。	3	上記に加え、対面を避け、距離をとり、対話や発声を避ける	原則集会は中止。 すべて放送やリモートで実施。	資格試験に近い場合のみ実施可	県の規定による	中止	症状のある者は帰省	県内：業者のみ可 県外：不可	
校内関係者に感染者が確認		○ 赤区分と同様。 ○ 保健所・県教委と相談しながら対応。	4	臨時休校あるいは学級閉鎖	大会参加等は県教育委員会と相談	該当クラス、学科は中止。他は資格試験のみ実施可	中止あるいは該当部活動のみ中止	中止	可能ならば開寮	不可	
校内で感染クラスターが発生		○ 臨時休校 ○ 保健所・県教委と相談しながら対応。	5	臨時休校	中止	中止	中止	中止	閉寮	不可	

※1 宮崎県の緊急事態宣言が発令された場合は、原則、対応レベルを3とする。